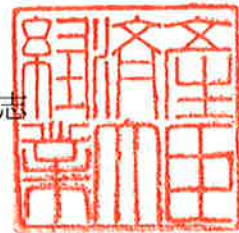


経 済 産 業 省

20200831保第7号
令和2年9月14日

消費経済審議会
会長 升田 純 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



消費生活用製品安全法の特定保守製品の一部見直しについて（諮問）

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）で定める特定保守製品について、下記事項に関し御審議いただきたく、消費生活用製品安全法第47条第1項の規定に基づき諮問します。

記

消費生活用製品安全法第2条第4項に規定する特定保守製品として消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）で定められている品目に関し、別紙のとおり対象品目を見直すため、消費生活用製品安全法施行令別表第3（第3条関係）の改正を行うことについて

< 現行の特定保守製品（※印が指定から外す対象品目） >

- ※（１）ガス事業法施行令（昭和２９年政令第６８号）別表第１第１号に掲げるガス瞬間湯沸器（屋外式（屋外に設置され、風雨の影響に耐える構造を有する方式をいう。以下同じ。）のものを除く。）
- ※（２）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年政令第１４号）別表第１第３号に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（屋外式のものを除く。）
- （３）石油給湯機
- ※（４）ガス事業法施行令別表第１第３号に掲げるガスバーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）
- ※（５）液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第１第５号に掲げる液化石油ガス用バーナー付ふろがま（屋外式のものを除く。）
- （６）石油ふろがま
- ※（７）電気用品安全法施行令（昭和３７年政令第３２４号）別表第２第８号（２７）に掲げる電気食器洗機（システムキッチン（台所流し、調理用の台、食器棚その他調理のために必要な器具又は設備が一体として製造される製品をいう。）に組み込むことができるように設計したものであつて、熱源として電気を使用するものに限る。）
- ※（８）電気用品安全法施行令別表第２第８号（４８）に掲げる温風暖房機（密閉燃焼式のものであつて、灯油の消費量が１２キロワット以下のものに限る。）
- ※（９）電気用品安全法施行令別表第２第８号（６０）に掲げる電気乾燥機（浴室用のものであつて、電熱装置を有するものに限る。）

以上